相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市新品治町六九番地二、最後の住所京都市南区吉祥院石原橋上一番地四

被相続人　亡　眞田　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十八日

京都市上京区下立売通堀川西入西橋詰町二六九番地の一〇

相続財産管理人　司法書士　上嶋　美紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区萩乃町二丁目四七番地八の三、最後の住所兵庫県神戸市中央区下山手通八丁目四番二三―一〇一号

被相続人　亡　鍛治　國子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十八日

兵庫県神戸市中央区楠町二丁目二番六号クスノキ壱番館二階大倉山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河端　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市巌井一三九六番地、最後の住所岡山市以下不明　被相続人　亡　景山　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十八日

岡山市南区宗津七九四番地

相続財産管理人　多田野正史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市泉崎一丁目二番地一三、最後の住所沖縄県那覇市松川三丁目一九番四六号は～とケア那覇　被相続人　亡　宜湾　朝慶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十八日

沖縄県那覇市樋川一丁目一六番一一号リーガルプラザ二階島袋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島袋　秀勝

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年十一月二十八日

一　墳墓等所在地　東京都台東区竜泉一丁目二〇番一九号　西徳寺内

一　墳墓等の名称　西徳寺内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①小津家　不詳九名　②新木てる・明石宇野・川村晴夫　③坂井さだ・坂井松次郎・金子マチ・他不詳一名　④本田家　不詳五名　⑤住善家　不詳五名　⑥松田喜久・松田すぎ・松田剛・松田磯吉・松田ひさ　⑦塚本家　不詳五名　⑧不破ちう・不破庄太郎　⑨朝田ハル・他不詳一名　⑩笹木美代・笹木平治

一　改葬を行おうとする者　東京都台東区竜泉一丁目二〇番一九号　光照山西徳寺　代表役員　岸本　秀一

無縁墳墓等改葬公告

野村墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十一月二十八日

一、墳墓等所在地　三重県津市久居野村町字小膳田六二二番一及び六二三番三

一、墳墓等の名称　野村墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　竹中多吉（紫雲了ー信士・浄心妙證信女）、不詳（定慧軒釋ー相覚眼法師・釋因乗教縁信女）、瓦屋清太郎（春峯清ー信女）、西池とみ（釋正覺全意信士・釋誓西妙泉信女）、孝子・とみ伊藤家先祖代々墓、川合氏（釋植光善順信女・釋植室妙好信女）、北角佐右衛門（釋暁雲信士）、不詳（釋無量壽安信士・釋興法妙隆信女）、國枝氏（釋妙豫童女）、不詳墓石三基、不詳水子地蔵四基

一、改葬を行おうとする者　三重県津市久居野村町八六六番地　野村墓地管理会　会長　別所　三男

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十一月二十八日

一、墳墓等の名称　蓮成寺境内墓地

一、墳墓等所在地　滋賀県彦根市栄町一丁目五番地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　滋賀県彦根市栄町一丁目五番地　宗教法人蓮成寺　代表責任役員　福島　謙應

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　山口県知事登録旅行業第三―九三号

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月二十八日

京都市南区吉祥院中島町二九

株式会社七彩

代表取締役　山田三都男

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

ジャン・ピエール・ダルナ　東京都世田谷区世田谷一―二〇―一〇　向井良吉方

株式の種類及び数　株券の番号

普通株式　百株券二枚　D二五五～二五六

㈢　商号　英旅行社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　森高　英城　防府市新田九三〇番地の六

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　防府市栄町一丁目五番ルルサス防府一階

㈥　旅行業の登録年月日　平成十四年三月十三日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十五年十一月七日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十五年十一月二十八日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博